二　小売電気事業、一般送配電事業若しくは特定送配電事業の用に供するための電気又は法第二条第一項第五号ロに掲げる接続供給に係る電気に係る振替供給に係る契約であって、五年以上の期間にわたり行うこと及びその供給電力が十万キロワットを超えるものであることを約するもの

（送電事業者の振替供給条件において定めるべき事項）

第四十三条　法第二十七条の十一第一項の料金その他の供給条件は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一　適用範囲

二　料金

三　電気計器及び工事に関する費用の負担に関する事項

四　前二号に掲げるもののほか、供給の相手方の負担となるものがある場合にあっては、その内容

五　契約の更新及び解除に関する事項

六　受電電力、受電電力量、供給電力及び供給電力量の計測方法並びに料金調定の方法

七　送電上の責任の分界

八　前各号に掲げるもののほか、供給条件又は送電事業者及び一般送配電事業者の責任に関する事項があある場合にあっては、その内容

九　有効期間を定める場合にあっては、その期間

十　実施期日

（振替供給条件の届出）

第四十四条　法第二十七条の十一第一項の規定による料金その他の供給条件の設定の届出をしようとする者は、その実施の日の十日前までに、様式第三十一の振替供給条件届出書に料金の算出の根拠及び供給の相手方の負担となるものの金額の算出の根拠又は当該金額の決定の方法に関する説明書を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

2　法第二十七条の十一第一項の規定による振替供給条件の変更の届出をしようとする者は、その実施の日の十日前までに、様式第三十一の二の振替供給条件変更届出書に次に掲げる書類を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

一　変更を必要とする理由を記載した書類

二　変更しようとする部分を明らかにした変更前の供給条件

三　前条第二号から第四号までの事項を変更しようとする場合にあっては、料金の算出の根拠及び供給の相手方の負担となるものの金額の算出の根拠又は当該金額の決定の方法に関する説明書

（準用）

第四十五条　第五条から第十六条までの規定は送電事業者に準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第五条	法第七条第四項	法第二十七条の十二において読み替えて準用する法第七条第四項
第六条の見出し	供給区域	振替供給の相手方たる一般送配電事業者
第六条	法第八条第一項	法第二十七条の十二において読み替えて準用する法第八条第一項
第六条第一項	供給区域	振替供給の相手方たる一般送配電事業者
	様式第六の供給区域変更許可申請書に次の各号に掲げる書類	様式第三十一の三の振替供給関係変更許可申請書に第一号及び第二号に掲げる書類（振替供給の相手方の減少の場合にあっては、第一号の書類に限る。）
第六条第一項第二号	増加し、又は減少する供給区域の境界を明示した地形図	振替供給の相手方との契約書の写し

第六条第二項	前項各号	前項第一号及び第二号（振替供給の相手方の減少の場合にあっては、第一号に限る。）
第七条の見出し	供給区域	振替供給の相手方たる一般送配電事業者
第七条	法第八条第二項	法第二十七条の十二において読み替えて準用する法第八条第二項
第八条	法第九条第一項	法第二十七条の十二において読み替えて準用する法第九条第一項
	次の各号	第一号及び第二号
第九条第一項	法第九条第一項	法第二十七条の十二において読み替えて準用する法第九条第一項
第九条第一項第四号	変電所又は発電所	変電所
第九条第二項及び第三項	法第九条第二項	法第二十七条の十二において読み替えて準用する法第九条第二項
第十条	法第十条第一項	法第二十七条の十二において準用する法第十条第一項
第十条第一項	次の各号	第一号から第八号まで、第十一号及び第十二号
第十条第一項第五号	十年	五年
第十条第一項第十二号	様式第四の一般送配電事業遂行体制説明書	様式第三十の送電事業遂行体制説明書
第十条第二項	前項各号	前項第一号から第八号まで、第十一号及び第十二号
第十一条	法第十条第二項	法第二十七条の十二において準用する法第十条第二項
第十一条第一項	次の各号	第一号から第四号まで及び第六号から第九号まで
第十一条第一項第四号	十年	五年
第十一条第一項第九号	様式第四の一般送配電事業遂行体制説明書	様式第三十の送電事業遂行体制説明書
第十一条第二項	前項各号	前項第一号から第四号まで及び第六号から第九号まで
第十二条	法第十一条第二項	法第二十七条の十二において準用する法第十一条第二項
第十三条	法第十三条第一項	法第二十七条の十二において準用する法第十三条第一項
第十四条	法第十三条第一項	法第二十七条の十二において準用する法第十三条第一項